

資料編

1 第2期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、矢板市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が召集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員会は、別表第2の職にある者をもって構成し、検討委員長に社会福祉課長を、検討副委員長に矢板市社会福祉協議会事務局長を充てる。

- 3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が召集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 矢板市地域福祉計画及び矢板市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は、平成28年5月31日をもって廃止する。

2 第2期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人矢板市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、矢板市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、矢板市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、14名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定委員を充て、本会会長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、本会会長が召集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定検討委員会委員を充て、検討委員長に矢板市社会福祉課長を、検討副委員長に本会事務局長を充てる。

3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が召集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに本会会長に報告しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

3 第2期矢板市地域福祉計画及び矢板市地域福祉計画策定委員会委員名簿

別表第1 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員

番号	所 属	氏 名	備 考
1	矢板市民生委員	高橋 清一	
2	矢板市主任児童委員	小川 幸子	
3	矢板市区長会	築瀬 辰雄	副委員長
4	矢板市シニアクラブ連合会	大類 正雄	
5	矢板市ボランティア連絡会	中村 有子	委員長
6	矢板市社会福祉協議会	矢古宇 和子	
7	矢板市女性団体連絡協議会	中嶋 加代子	
8	矢板市身体障害者福祉会	中郷 郁代	
9	矢板市地域包括支援センター	植木 祥子	
10	たかはら学園	瀬端 道男	
11	矢板市私立幼稚園連絡協議会	阿久津 久富	
12	矢板健康福祉センター	河野 美穂子	
13	公募委員	丸山 重雄	

別表第2 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画検討委員会委員

番号	所 属	職名等	氏 名	備 考
1	総合政策課	政策企画担当 GL	星 哲也	
2	高齢対策課	高齢福祉担当 GL	加藤 清美	
3	健康増進課	健康増進担当 GL	宮本 典子	
4	子ども課	子育て支援担当 GL	斎藤 敦子	
5	くらし安全環境課	危機対策班主幹	斎藤 昭宏	
6	生涯学習課	まなび担当 GL	鈴木 有	
7	社会福祉協議会	事務局長	臼井 洋	副委員長
8	社会福祉協議会	主査	佐藤 隼也	
9	社会福祉課	生活福祉担当 GL	田城 宣宏	
10	社会福祉課	障がい福祉担当 GL	駒野 和代	
11	社会福祉課	社会福祉担当 GL	阿久津 功	
12	社会福祉課	課長	永井 進一	委員長

4 計画策定の経過

計画策定の経過

年月日	会議名	内容
平成 28 年 9月 21 日	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉・地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査票（案）について 今後のスケジュールについて
10月 6 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉・地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査票（案）について 今後のスケジュールについて
10月 25 日	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民アンケート調査票（案）について
11 月 25 日～ 12 月 9 日	地域福祉に関する市民 アンケート調査票	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の 18 歳から 74 歳までの 方 2,000 人を対象としたアンケート 調査
平成 29 年 3月 3 日	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民アンケート調 査結果報告
3月 16 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民アンケート調 査結果報告
6月 21 日	第 4 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 現行計画の進捗状況調査について 第 2 期計画の構成（案）及び 骨子（案）について
7月 12 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 第 2 期計画の構成（案） 及び骨子（案）について
6月 30 日～ 7月 20 日	現行計画の進捗状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課へ進捗状況調査を依頼
10月 5 日	第 5 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期計画素案について
10月 23 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期計画素案について
11月 2 日	第 6 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市の主な地域課題への対応について
12月 1 日～ 12月 22 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案への市民の皆様からの意見 募集
平成 30 年 1月 10 日	第 7 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画（案）について
1月 19 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画（案）について
3月	地域福祉計画・地域福 祉活動計画完成	

5 第1期計画の個別事業の進捗状況

【評価】

A：目標以上に進捗している
B：目標どおりに進捗している
C：改善の余地がある、実施されていない

【基本目標1】

目標・展開	取り組むこと（目標）	評価	今後	
1 認めあい、 支えあいの 地域をつくる	気軽に 声を かけ を し ま す あ い さ つ や	あいさつや・声かけの励行の推進	B	維持
		社会のモラル・マナーを向上するための情報発信	B	維持
		地域のコミュニティの市民意識を高めるまちづくり支援	B	維持
		各地区でのあいさつ運動・声かけ運動の推進	B	維持
		各種運動を実践する関係機関・団体の活動支援	B	維持
		シニアクラブ会員の知識経験を活用したあいさつ運動の展開	B	維持
		老人給食配送、高齢者見守り（愛の訪問事業）による声かけ	B	維持
		ふれ あ い を 促 進 し ま す の	地域行事への参加の呼びかけ	B
	関係機関・団体へのボランティア活動や地域行事への支援		B	維持
	市民のボランティアへの参加しやすい環境づくり		B	維持
	社会福祉協議会を通じたボランティア団体の育成・支援		B	維持
	きずな館の運営支援		B	維持
	きずな館の周知		B	維持
	きずな館でのボランティアの登録・紹介・斡旋		B	維持
	地域のボランティア活動に取り組む人材の養成		B	維持
	社協だよりやHPでの、地域活動の団体活動の事例紹介		A	維持
	関係機関・団体が行うボランティア活動や地域行事の支援		B	維持
	外出に不安を感じている高齢者や障がい者を手助けする「お元気マップ」の作成	B	維持	
	所 を 地 域 に 交 流 し ま す 居 場	社会福祉協議会と協業し世代間交流の場づくりの支援	B	維持
		集える場所としての公共施設の有効活用	B	維持
		地域住民のふれあう機会づくりの支援	B	維持
		地域住民のふれあう場所づくりの支援	A	維持
		地域行事の実施時の、機材や備品の貸し出し	B	維持
		はつらつ館の活動の周知と活性化	B	維持
		世代間交流の場づくり	B	維持
		元 気 な 健 康 を つ く り ま す	健康診査やがん検診などの実施	B
	広報や市HPによる健康づくりに関する情報提供		A	維持
	イベントを通じた健康づくりに関する情報発信		B	維持
	出前講座などによる健康づくりの講座の実施		B	維持
	介護予防に関する情報発信		B	維持
	健康づくりや介護予防の推進ボランティア養成		B	維持
	市民の健康づくり・いきがいつくりの活動支援		B	維持
	ボランティアを希望する人への情報提供		B	維持
はつらつヘルシーセミナーの開催	B		廃止	
シルバー人材センターと協働し、知識や経験を活かせる場の提供	B		維持	

【基本目標2】

目標・展開	取り組むこと（目標）	評価	今後	
2 困っている人を見逃さない体制をつくる	見 つ 困 つ け つ く や て り す い る ま い る す 体 人 制 を を	虐待などの早期発見、関係機関と連携した問題解決	B	維持
		関係団体と連携した地域支え合い体制づくりの支援	B	維持
		各種相談機関との連携強化	B	維持
		老人給食や愛の訪問事業による独居高齢者世帯の見守り	A	維持
		地域包括支援センターでの高齢者等の相談受付や訪問	B	維持
		手話講習会の開催	B	維持
		「あすてらす」による障がい者等支援	B	維持
		安全で安心なまちづくり	B	維持
	地 域 を ぐ る 強 化 し て 防 犯 活 動	児童・生徒の下校の時間にあわせた青色灯装着車両によるパトロール	C	見直し
		広報や市HPを通じた防犯・交通安全の情報発信	B	維持
		警察署など関係機関・団体との連携の強化	B	維持
		高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などの支援	B	維持
		地域での防犯活動をする関係団体の支援	B	維持
		警察署など関係機関・団体との連携の強化	B	維持
	災 害 に 対 し て 安 心 で き る	防災対策の充実	B	拡大
	地 域 を つ く り ま す	自主防災組織の育成支援など、地域の防災活動支援	B	拡大
		災害発生時における要支援者の避難体制づくり	B	拡大
		避難行動要支援者名簿の作成・管理と関係者への情報提供	B	維持
		災害発生時の要支援者のための避難所にできるよう、各施設事業者との協議	B	拡大
		要支援者を災害時に支援する災害ボランティアの養成	B	維持
		災害ボランティアセンターの運営	B	維持
		関係機関・団体と連携した、防災対策の充実	B	維持

【基本目標3】

目標・展開	取り組むこと（目標）	評価	今後	
3 誰もが社会参加できる環境をつくる	情報が得やすくなり、相談しやすい	市外からの転入者に対する「市民生活ガイドブック」の配布	B	維持
		広報や市HPを通した、市民へのわかりやすい情報提供	B	維持
		情報提供の方法の工夫	A	拡大
		市民のニーズの把握	B	維持
		福祉サービスの制度や施設情報、関係機関・団体の活動内容についての情報提供	B	維持
		市の各種相談窓口の充実	B	維持
		子育て支援（ファミリーサポート・児童館・学童保育館）	B	維持
		「きずな館」での各種相談 ・心配ごと相談 ・無料法律相談 ・結婚相談 ・高齢者支援 等	A	維持
		適切な福祉サービスを提供します	各分野の計画に基づいた、必要な人への福祉サービスの利用促進	B
	子どもへの新たな福祉ニーズの把握とその対策		A	維持
	高齢者への新たな福祉ニーズの把握とその対策		B	維持
	障がい者への新たな福祉ニーズの把握とその対策		B	維持
	家族介護の労をねぎらうための支援		B	維持
	各窓口における苦情や相談などを積極的に受け付け、速やかな解決と再発防止に取り組む		B	維持
	サービス提供事業者への第三者評価制度の導入の働きかけ		B	維持
	成年後見制度の周知と利用支援		B	維持
	社協だよりやHPを通したわかりやすい情報提供		B	維持
	「きずな館」の情報提供コーナーを通じた情報提供		B	維持
	社会参加しやすい環境をつくりまします（支援します）	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の充実	B	維持
		「心のバリアフリー」についての周知	B	維持
		高齢者雇用に関する情報提供	B	維持
		障がい者雇用に関する情報提供	C	見直し
		ファミリーサポート事業などの子育て支援の充実	B	維持
		ボランティア団体の活動情報の提供	B	維持
		高齢者の地域活動の紹介・支援	A	維持
		「福祉まつり」などの機会を通じた福祉についての啓発	A	維持

【基本目標4】

目標・展開	取り組むこと（目標）	評価	今後	
4 地域福祉を推進するしくみをつくる	福祉を支えあう地域を 広めます	広報や市HPによる、地域福祉の考え方や趣旨についての周知	B	維持
		地域福祉についての講演会・勉強会などの開催	B	維持
		地域福祉の周知の目的の一つとして「福祉まつり」の支援	B	維持
		社協だよりやHPを通じた地域福祉の考え方や趣旨の周知	B	維持
		先進事例の紹介などによる地域福祉活動の重要性の情報発信	B	維持
		「福祉のつどい」による支え合う地域福祉の推進	B	維持
	地域を支える人材を 育てます	地域福祉活動の担い手となるよう学校や地域などへの働きかけ	B	維持
		自治会（行政区）や民生委員・児童委員の活動内容の情報発信と活動支援	B	維持
		地域のリーダーや退職した市民を地域福祉の担い手として育成	B	維持
		ボランティアに関心のある市民へボランティア体験の機会提供	B	維持
		学校で行う福祉教育活動への協力	A	維持
		自治会（行政区）、福祉団体などと連携した地域活動に取り組む人材の確保	B	維持
		地域で活動するリーダーの人材育成	C	見直し
	さまざまな団体の交流や 連携を円滑にする	社会福祉協議会と連携した、各種団体ボランティア団体などの活動支援や情報提供の充実	B	維持
		団体同士の連携体制構築のための、地域の活動団体などの情報収集と活動の効率化への助言などの支援	C	見直し
		イベントの開催や地域行事などを活用し、各種団体の交流機会の提供	B	維持
		ボランティア活動に必要な備品などの貸し出し	B	維持
		ボランティア活動保険への加入促進	A	維持
		団体同士が情報共有を図れるような場づくりの推進	C	見直し
		ボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会の実施	C	見直し
		ボランティアの登録推進と、円滑な利用のしくみづくり	C	見直し
	社会福祉協議会の活性化を 図るしくみをつくります	社会福祉協議会と連携した、社会福祉協議会の活動内容の周知	B	維持
		社会福祉協議会の積極的な活動展開の支援	B	維持
		募金活動の必要性の周知と活動への協力	B	維持
		社会福祉協議会で実施している各種事業の充実	B	維持
		各種研修会の参加や資格取得の推奨による、専門性を持った職員確保	B	維持
		募金の活用方法や配布先についての広報と、協力の呼びかけ	A	維持
		各種制度事業や補助事業の積極的な活用	B	維持
		「社協だより」やHPなどの内容の充実	B	維持
		社会福祉協議会活動の理解促進のための勉強会の支援	B	維持
「社協会員」の拡大	B	維持		

【各項目の集計数】

	評価			今後の方針			
	目標以上に 進捗している	目標どおりに 進捗している	改善の余地が ある、実施 されていない	拡大	維持	見直し	廃止
全体	12	95	7	5	101	7	1
基本目標1	3	32	0	0	34	0	1
基本目標2	1	20	1	4	17	1	0
基本目標3	5	20	1	1	24	1	0
基本目標4	3	23	5	0	26	5	0